

宮崎県男女共同参画審議会会長について

1 会長の選任

宮崎県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第23条第1項に基づき、審議会に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定めることとしている。

なお、条例第24条第1項の規定に基づき、審議会の会議において、会長は議長となる。

2 会長の職務代理者の選任

条例第23条第3項の規定に基づき、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」とされている。

(参考) 宮崎県男女共同参画推進条例抜粋

(会長)

第23条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。...

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。...

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。...

2 (省略)

3 (省略)